

議案第60号

北名古屋市地域福祉計画策定委員会条例の一部改正について

北名古屋市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年12月1日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、社会福祉法の一部改正に伴い、関係条文の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例

北名古屋市地域福祉計画策定委員会条例（平成27年北名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第107条」を「第107条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。